

## 建設関連業における入札・契約制度の改正について

【平成26年4月1日施行】

### 1 制度改正の目的

近年の建設投資の減少に伴い、建設関連業界を巡る諸情勢が厳しさを増すとともに、長引く低価格の受注競争等により、企業経営への悪影響や公共工事の品質の低下が懸念されている。

このような状況下、「建設関連業の経営状況等に関する実態調査」を実施した結果、多くの県内企業の経営環境が悪化している実態が明らかになった。また、建設関連業の平均落札率に関する全国調査結果からは、本県の企業は、他県と比べて厳しい低価格競争にさらされていることが分かった。

以上のことから、発注者として公共工事における公正な取引秩序を確保するために入札・契約制度を改正し、より適正な競争環境の形成と業務品質の確保を図るものである。

### 2 制度改正の概要

#### 2-1 低価格競争の抑制

##### (1) 調査基準価格の引き上げ

- 調査基準価格の算定式を国土交通省が定めるものに改正する。
- 調査基準価格の予定価格に対する割合の引き上げ幅は8%程度となる。

【現行】調査基準価格算定式

業種区分	調査基準価格 = $\Sigma$ ①~②	
	①	②
土木関係の建設コンサルタント業務	直接業務費相当額×0.8	諸経費相当額×0.6
測量業務		
地質調査業務		
補償関係コンサルタント業務		
建築関係の建設コンサルタント業務		

【改正】調査基準価格算定式（国土交通省の算定式と同じ）

業種区分	調査基準価格 = $\Sigma$ ①~④				設定の範囲
	調査基準価格における直接業務費相当額		調査基準価格における諸経費相当額		
	①	②	③	④	
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価×0.9	一般管理費等×0.3	6/10~8/10
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費×0.4	—	6/10~8/10
地質調査業務	直接調査費	間接調査費×0.9	解析等調査業務費×0.75	諸経費×0.4	2/3~8.5/10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価×0.9	一般管理費等×0.3	6/10~8/10
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費×0.6	諸経費×0.6	6/10~8/10

##### (2) 失格判断基準の引き上げ

- 調査基準価格の引き上げに合わせて失格判断基準の1と2を引き上げる。
- 失格判断基準1と2を加えた額の予定価格に対する割合の引き上げ幅は5%程度となる。

【現行】失格判断基準

失格判断基準1	設計額における直接業務費相当額×0.7
失格判断基準2	設計額における諸経費相当額×0.45
失格判断基準3	入札価格の平均額×0.9

【改正】失格判断基準

失格判断基準1	調査基準価格における直接業務費相当額×0.8
失格判断基準2	調査基準価格における諸経費相当額×0.8
失格判断基準3	入札価格の平均額×0.9

#### 2-2 企業の技術力等を適正に評価する環境の整備

##### (1) 総合評価落札方式の試行拡大

- 簡易型の適用拡大（設計業務、建築設計業務を追加）
- 一般競争入札における総合評価落札方式の試行拡大

##### (2) 総合評価落札方式における価格評価点の算定式の見直し

- 失格判断基準の引き上げに合わせて価格評価点が最高点となる入札率を引き上げる。（50→60%）

### 3 施行日

平成26年4月1日以降に公告又は通知する案件から適用